



## 電子書籍と読書端末

国立国会図書館長 **なが お まこと**  
**長尾 真**



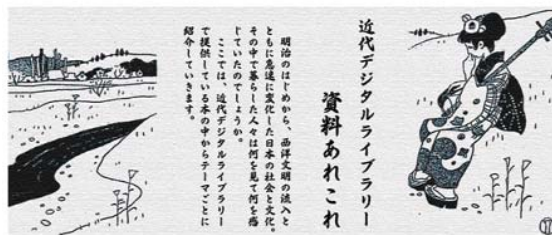
### 1. はじめに

皆さんこんばんは。私は国立国会図書館で館長を4年半勤める前、3年間は情報通信研究機構（NICT）の理事長をしておりました。その頃にこのITUクラブも確か2~3回出席させていただいた覚えがございます。国会図書館勤務になりまして、NICT等で勉強したことも役に立っており、感謝しております。

今日は、「電子書籍と読書端末」というテーマで少しばかりお話しさせていただきたいと思います。3~4年前から携帯電話で簡単な小説を読むというのが、若い人たちの間で随分はやりました。その後、iPadやスマートフォンが主流になってきて、これにもいろいろなテキストや小説が載るという時代になっているのではないかと思います。最近ではアメリカだけではなく、日本でもiPadとかキンドル、リーダーといったような読書端末が出てきました。これから次第にはやっていくだろうと思います。まずは新聞が電子化されて、我々も読むようになってきました。若い人は携帯小説なんか読むんでしょうけれども、我々年とった人たちは携帯小説はちょっと…と日経、あるいは産経、朝日新聞なんかを電子新聞として読むわけでございます。結構増えてきつつあると言われてきております。これからは小説とか雑誌というものも電子書籍端末に載っかって読めるという時代になっていくだろうと思っています。

### 2. 電子図書館

図書館もそれに応じて電子化されていくということになります。世界的にもほとんど最初でしたが、1994年頃京都大学におりました時に、電子図書館というものを作りました。京都大学の附属図書館で、それを部分的に実現しました。紙の本をデジタル化するというのは、随分お金がかかりますから、とても本格的にはできませんでした。しかし、国会図書館に参りまして、平成21年度に国の補正予算を130億円近くいただき、国会図書館の本をどんどんデジタル化しました。それで100万冊くらいの本がデジタル化され、現在電子的に読めるようになっております。



#### Menu

- [平成25年6月の追加資料の紹介](#)
- [児童書の追加資料の紹介](#)
- [平成22年度の追加資料の紹介](#)
- [フランス文学の翻訳書を読む](#)
- [『吾輩は猫である』の「ロビイ」を読む](#)
- [海外児童文学の翻訳書を読む](#)
- [平成21年度の追加資料の紹介](#)
- [近代の書院・島根県の図書事業を見る](#)
- [明治・大正時代の写真を見る](#)
- [平成20年度の追加資料の紹介](#)

[http://kindai.ndl.go.jp/information/shiryo\\_arekore/shiryo\\_arekore\\_index.html](http://kindai.ndl.go.jp/information/shiryo_arekore/shiryo_arekore_index.html)

国立国会図書館ウェブサイトより

大体の本には著作権がありますので、著作権の切れた古い本から順番に電子化しています。私どもでも明治・大正期から昭和の初めの書物と、どんどん現在に近づいてまいりまして、今1968年までのほとんど全ての日本の本と、12,000タイトルの雑誌の創刊号から2000年までのもの、その他に古典籍、あるいは博士論文なんかをデジタル化して読めるようにしています。ただ著作権があるものは、著作権法違反になりますので、ネット上に載せて配布するわけにはいきません。というわけでなかなか自由に見ていただくわけにはいきません。国会図書館においてになれば、電子的にいろいろな本を読むことができます。

夏目漱石の「吾輩は猫である」とか「坊ちゃん」とかいろいろ面白いものがございますが、そういう本の初版本を電子的に残すわけですね。カラーのものや、江戸時代の絵巻物とかもっと前のものも残すことができます。パソコンをお持ちの方は、国会図書館のwebサイトを見ていただきますと、著作権の切れたものは全て見るすることができます。



### 3. 世界から取り残されないために

これから出版物というのは皆電子的になっていく可能性があります。講談社や小学館といったいろんな出版社が、紙の本も出すけれども、電子本でも出す、というふうになってきつつあります。そういうものを全部国会図書館は集めなくてはいけません。今は納本制度というものがございまして、紙の本は出版したら必ず1か月以内に1冊、国会図書館に納めること、と法律で決められております。だから、それをしないと法律違反になり、罰金を科すことができますが、実際には罰金を科したことはありません。

皆様も自費出版で本を出されましたら、是非国会図書館に1部お送りいただければ有り難いと思います。そうすると皆さんの書かれたものが永久に国会図書館に保存され、検索をしますと、皆さんの名前の本が、子々孫々まで見てもらえるということになります。

電子書籍というものを日本で認識させ、これから電子出版時代になるよ、というきっかけを作りましたのは、アメリカのグーグルという会社です。グーグル社はアメリカのいろんな図書館とタイアップして、そこにある本をどんどんデジタル化したのです。現在1500万冊くらいデジタル化されています。例えばスタンフォード大学やハーバード大学、シカゴ大学の図書館、そういうところには日本の本も何万冊、何十万冊とあるわけです。それをグーグルが黙ってデジタル化してしまいました。そこで、日本の出版社や著作者が、黙ってデジタル化するのはけしからん、と怒ってしまいました。残念ながら日本の著作権法はアメリカでは通用しませんので、グーグルはアメリカの著作権法のフェアユース規定を根拠にしてデジタル化しているのだと突っぱねようとなりました。すったもんだのやり取りがあり、結局グーグルは、英語圏以外のものについては、デジタル化しても一般公開しないというふうに決めました。そこで、日本の出版社、著作権者は喜んだんですけども、私は喜んでばかりはいられないのではないかと、思っております。日本の本がデジタル化され、グーグルの巨大なデータベースに入っていれば、世界各国にいる日本のいろいろな研究者がそれをちゃんと読むことができ、調べることができるわけです。ところが公開しないとグーグルの巨大データベースから日本というものが、ある意味抹殺されたような形になる可能性がある訳です。ですから喜んでばかりはいられないということだと思います。1500万冊

の本をデジタル化して、データベース化しているということは、世界最大の図書館、世界最大の電子図書館といつてよいと思います。誰でも何かを調べたいと思う時はまずグーグルの電子図書館を調べる、その他のところを調べることはしない、そういうことになるわけですね。ですから、そこに存在しないという事は、本当に「ない」と思われてしまうという危険性があるわけです。

フランスの国立図書館は、グーグルに対抗してフランス政府が大急ぎで、巨大なお金を出し、フランスの図書館の本を電子化して、フランスから発信をする、ということをやっております。ですから、日本も本当はそういうことをしないとイケないんだと思います。しかし、日本政府はお金もないし、政局も大騒ぎをしておりますから、こういう文化的なことに関しては、全然関心を持たない、という残念な状況にあると言ってもよいと思います。

### 4. マルチメディアの機能を持つ電子書籍

電子書籍というのは、紙の本をデジタル化したものであり、電子よりも紙の方がいいのであって、電子書籍は良くない、というふうにおっしゃる方がおられます。ただ、電子書籍は、iPadあるいは、スマートフォンに何百冊という本を入れられるから、持って歩くのが楽だと。あるいは限られたスペースを本で占められるのはたまらんとするので、それを「自炊」と称して、全部電子化して原本は捨てるということが最近はやっているわけなんです。そういったことの外には、電子書籍のメリットはないんじゃないか、という人が多いんですね。でも、それは間違いだと思います。電子書籍にすると、例えば「I am a boy」と書いてあったらそれをクリックすると、ネイティブスピーカーが「アイ アム ア ボーイ」と発音して聞かせてくれるというようなことができますね。紙の本だと自分が発音して、あるいは先生が発音するのを聞いて「アイ アム ア ボーイ」と練習しなくてはならないんですけども、電子書籍にすると、音声電子書籍の中に埋め込んでおくことができます。また、紙の本には写真も載っていますが、電子書籍にすると、写真だけでなく動画像をその中に埋め込むことができます。ですから、例えば「津波」ということを書いた理科の本の場合で言うと、紙の本だと写真が載っている、それに対して電子書籍にすると映像になりますから、3月11日の津波というものはこんなに恐ろしいものだということが、電子書籍の上で見ることができます。



マルチメディアの機能を電子書籍は持つことができます。それに対して、紙の本はせいぜい写真です。表現に関する次元が全く違います。紙の本を単に電子化するのが電子書籍ではないのです。電子書籍は、紙の本では絶対に実現することのできない、そういう良さを持っています。残念ながらそういうことが「なるほど」といった形で認識できるような電子書籍が今どんどん発売されているかという、そうではない。まだまだ皆さんの認識がそこまでいっていないわけです。紙の本はいいのであって、電子書籍はけしからん！という人たちが非常に多い。でも2~3年すると随分変わると思います。

第一に文部科学省が電子教科書を、2020年までにきちっと作って、学校で使わせるんだという方針で委員会を作り検討しております。デジタル教科書がマルチメディアで作られるということになると、インパクトは非常に大きくなると思っております。

## 5. 東日本大震災を乗り越えて

少し話が脱線するかもしれませんが、先般東日本大震災で東北地方は決定的に破壊されました。学校も公共図書館も破壊され使えなくなった、水浸しになったという所がたくさんございます。生徒諸君の教育、勉強というものがなかなかできない、そういう状況で避難所では、子どもたちは本が読みたくなる訳ですね。放射能問題もあるし、外で遊ぶことができない。そうすると、子どもたちは絵本とかいろいろな本を読みたくなります。ところが、図書館は全部流されてしまいましたから、という状況になってしまっています。そういう被災地の生徒諸君、あるいは役所とかいろいろな所に、電子読書端末、15,000円~20,000円くらいの簡単なものでいいんですが、それを国のお金で何万と調達して、全部配ったらどうですか？と私は一生懸命提唱しております。絵本や学校の教科書、参考書、あるいは役所や保健所、病院とかいろいろな所で必要とする本を、早急にデジタル化して、端末からそれを自由に読めるようにする。データベースは安全な所に置き、ネットワークの通信回線さえしっかりしておれば、頻りに子どもたちが端末で電子書籍を読むことができます。電子書籍を通じて勉強ができる、あるいは小説を楽しむことができる、そういうふうにできるんです。つまり通信の技術というのは、こういう時にこそ大いに役に立つんだと。国会図書館も電子化していますが、古い本ばかりですから、新しい本は国のお金で電子化して、誰でも読めるようにしたらど

うですか？と文部科学省、経済産業省、総務省に呼びかけています。

私どもの図書館では、震災直後からネット情報を積極的に集めております。地方自治体とかいろんなところが、いろんな情報をネット上に発信しておられますので、その大変貴重な震災に関する記録をアーカイブ化することが必要です。千年に1回の大災害でございますから、それがどういふものであったか、ということは、克明に後世に残さなくてはならない。それを提唱してやり始めているわけです。アメリカ/ハーバード大学のライシャワー日本研究所も、「日本の大震災の経験というのは、日本の経験だけではなくて、世界全体にとっての経験なのだから、克明に集めて世界の全ての後世の人たちに伝えるべく関連の記録をアーカイブすべきである。国会図書館にも協力をお願いしたい」というようなことを言ってきました、私どもも協力しているんです。でもアメリカに言われるということは、ある意味しゃくな話でございます、日本の我々自身がまず言い出して、積極的にこれを実現していくということが必要だと思います。我々図書館も一生懸命それを言っており、現在各関係省庁にも呼びかけています。例えば、津波の映像とかそういうだけでなく、どういふ被害があったのか、それがどういふふうに戻りつつあるのか、農業、企業、通信、エネルギー、あらゆる種類の所で様々な復興の努力がされているのか、被害状況と共に復興のプロセスというのきっちり記録として残しておくということが必要なのです。原発問題も当然のことですけれども、そういうことを各省庁ができる限りやる、私どもはそれを全体的に取り仕切って、アーカイブにし、何年か先にはそういうものを誰でも自由にアクセスして見られるようにしよう、ということをやろうとしております。

そういった中で、ネットワーク、通信というのがいかに大事なものであるかというのは、やればやるほど私どもも感じているわけでございます。皆さん方のこれまでの成果を私ども大いに使わせていただきお礼を申し上げないといけないと思っております。そしてこれから今申しましたようなことに関しまして、情報通信分野の方々もご支援をいただくと有り難い、というふうに思っているわけでございます。

最後はお願いになりましたけれども、そんなことで頑張っております。

(2011年9月5日 第394回ITUクラブ例会より)